



目次

規 則	ペー
◎高知県税条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	1
告 示	
◎告示(高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置)の一部改正 (漁業管理課) (10・4 掲示)	1
○令和3年度自衛官候補生の募集期間等 (危機管理・防災課)	1
公 告	
○都市計画公聴会の開催 (都市計画課)	1
高知県選挙管理委員会告示	
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日の定め (10・5 掲示)	1
○衆議院比例代表選出議員選挙における高知市の区域の開票区の定め (〃)	1
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における候補者がポスターを掲示することができる最初の日の定め (〃)	2
監査公表	
○定期監査の執行結果(健康政策部安芸福祉保健所ほか)	2
落札公告	
○落札者等の公告 (土木政策課)	6
----- 規 則 -----	
高知県税条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。 令和3年10月15日 高知県知事 濱田 省司	
<b>高知県規則第59号</b> <b>高知県税条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則</b> 高知県税条例の一部を改正する条例(令和2年高知県条例第34号)附則第1項第5号の規定に基づき、同号に掲げる改正規定の	

施行の日は、令和4年4月1日とする。

告 示

高知県告示第860号の2

令和2年12月高知県告示第932号(高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置)の一部を次のように改正する。

令和3年10月4日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

11の(1)の表中「10」を「15」に改める。

高知県告示第886号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

令和3年10月15日

高知県知事 濱田 省司

1 男子及び女子(令和4年3月及び4月採用予定)

(1) 募集期間

随時(最終期限は、令和3年11月12日(金))

(2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	令和3年11月13日 (土)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

2 問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部

電話番号088-822-6128

ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により都市計画公聴会(以下「公聴会」という。)を開催するので、高知県都市計画公聴会規則(昭和44年高知県規則第71号)第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該公聴会に係る事案に係る者に限る。)は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

令和3年10月15日

高知県知事 濱田 省司

- 都市計画の種類  
高知広域都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分
- 縦覧図書  
高知広域都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更(原案)
- 都市計画の案の縦覧場所  
高知県土木部都市計画課並びに高知市都市建設部都市計画課及びいの町土木課
- 都市計画の案の縦覧期間  
令和3年10月15日(金)から同月29日(金)まで
- 公聴会の開催日時  
(1) 高知市  
令和3年11月11日(木)午後7時から  
(2) いの町  
令和3年11月10日(水)午後3時から
- 公聴会の開催場所  
(1) 高知市  
高知市鷹匠町二丁目1番43号 たかじょう庁舎  
(2) いの町  
吾川郡いの町1700番地1 いの町役場
- 公述申出書の提出期限  
令和3年10月29日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第81号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第2項の規定により、令和3年10月31日執行予定の衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項に規定する選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和3年10月5日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

令和3年10月18日。ただし、年齢については、令和3年10月31日

高知県選挙管理委員会告示第82号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第18条第2項の規定に基づき、令和3年10月31日執行予定の衆議院比例代表選出議員選挙において、高知市の区域を分けて2開票区を次のとおり定めた。

令和3年10月5日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

- 高知市第1区開票区  
上町一丁目、上町二丁目、上町三丁目、上町四丁目、上町五

丁目、本丁筋、水通町、通町、唐人町、与力町、鷹匠町一丁目、鷹匠町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、升形、帯屋町一丁目、帯屋町二丁目、追手筋一丁目、追手筋二丁目、廿代町、永国寺町、丸ノ内一丁目、丸ノ内二丁目、中の島、九反田、菜園場町、農人町、城見町、堺町、南はりまや町一丁目、南はりまや町二丁目、弘化台、桜井町一丁目、桜井町二丁目、はりまや町一丁目、はりまや町二丁目、はりまや町三丁目、宝永町、弥生町、丸池町、小倉町、東雲町、日の出町、知寄町一丁目、知寄町二丁目、知寄町三丁目、青柳町、稲荷町、若松町、高埴、杉井流、北金田、南金田、札場、南御座、北御座、南川添、北川添、北久保、南久保、海老ノ丸、中宝永町、南宝永町、二葉町、入明町、洞ヶ島町、寿町、中水道、幸町、伊勢崎町、相模町、吉田町、愛宕町一丁目、愛宕町二丁目、愛宕町三丁目、愛宕町四丁目、大川筋一丁目、大川筋二丁目、駅前町、相生町、江陽町、北本町一丁目、北本町二丁目、北本町三丁目、北本町四丁目、新本町一丁目、新本町二丁目、昭和町、和泉町、塩田町、比島町一丁目、比島町二丁目、比島町三丁目、比島町四丁目、栄田町一丁目、栄田町二丁目、栄田町三丁目、井口町、平和町、三ノ丸、宮前町、西町、大膳町、山ノ端町、桜馬場、城北町、北八反町、宝町、小津町、越前町一丁目、越前町二丁目、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、八反町一丁目、八反町二丁目、東城山町、城山町、東石立町、石立町、玉水町、縄手町、鏡川町、下島町、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、赤石町、中須賀町、旭駅前町、元町、南元町、旭上町、水源町、本宮町、上本宮町、大谷、岩ヶ淵、鳥越、塚ノ原、西塚ノ原、長尾山町、旭天神町、佐々木町、北端町、山手町、横内、口細山、尾立、蓮台、福井町、福井扇町、福井東町、池、仁井田、種崎、十津一丁目、十津二丁目、十津三丁目、十津四丁目、十津五丁目、十津六丁目、吸江、五台山、屋頭、高須、葛島一丁目、葛島二丁目、葛島三丁目、葛島四丁目、高須新町一丁目、高須新町二丁目、高須新町三丁目、高須新町四丁目、高須砂地、高須本町、高須新木、高須一丁目、高須二丁目、高須三丁目、高須東町、高須西町、高須絶海、高須大谷、高須大島、布師田、一宮、薊野、重倉、久礼野、薊野西町一丁目、薊野西町二丁目、薊野西町三丁目、薊野北町一丁目、薊野北町二丁目、薊野北町三丁目、薊野北町四丁目、薊野東町、薊野中町、薊野南町、一宮西町一丁目、一宮西町二丁目、一宮西町三丁目、一宮西町四丁目、一宮しなね一丁目、一宮しなね二丁目、一宮南町一丁目、一宮南町二丁目、一宮中町一丁目、一宮中町二丁目、一宮中町三丁目、一宮東町一丁目、一宮東町二丁目、一宮東町三丁目、一宮東町四丁目、一宮東町五丁目、一宮徳谷、愛宕山、前里、東秦泉寺、中秦泉寺、三園町、西秦泉寺、北秦泉寺、宇津野、三谷、七ツ淵、加賀野井一丁目、加賀野井二丁目、愛宕山南町、秦南町一丁目、秦南町二丁目、東久万、中久万、西久万、

南久万、万々、中万々、南万々、柴巻、円行寺、一ツ橋町一丁目、一ツ橋町二丁目、みづき一丁目、みづき二丁目、みづき三丁目、みづき山、大津甲、大津乙、介良甲、介良乙、介良丙、介良、潮見台一丁目、潮見台二丁目、潮見台三丁目、鏡大河内、鏡小浜、鏡大利、鏡今井、鏡草峰、鏡白岩、鏡狩山、鏡吉原、鏡的漕、鏡去坂、鏡竹奈路、鏡敷ノ山、鏡柿ノ又、鏡横矢、鏡増原、鏡葛山、鏡梅ノ木、鏡小山、土佐山菖蒲、土佐山西川、土佐山梶谷、土佐山、土佐山高川、土佐山桑尾、土佐山都網、土佐山弘瀬、土佐山東川及び土佐山中切

2 高知市第2区開票区  
高知市第1区開票区に属しない区域

**高知県選挙管理委員会告示第83号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定に基づき、令和3年10月31日執行予定の衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における候補者が同条第1項のポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターを掲示することができる最初の日を次のとおり定めた。

令和3年10月5日（揭示済）  
高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜  
衆議院議員総選挙の選挙の期日の公示がされる日

-----  
**監 査 公 表**  
-----

**監査公表第9号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年10月15日  
高知県監査委員 桑名 龍吾  
同 土居 央  
同 奥村 陽子  
同 植田 茂

定期監査結果報告（令和3年度第1回）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査

2 監査の対象

監査対象機関234機関（出先機関125機関を含む。）のうち出先機関42機関（別表1のとおり）

3 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。

4 監査の実施内容

令和2年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。

第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

実施機関別には是正又は改善を要する事務として、指摘事項及び注意事項としたものは、別表2のとおりであり、事務区分別では、別表3のとおりである。

なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項としたものは、次のとおりである。

1 指摘事項

(1) 健康政策部安芸福祉保健所

令和2年度生活困窮者自立支援事業委託料を過大に支出していた。

受託者である奈奈利町社会福祉協議会から提出された令和2年度生活困窮者自立相談支援事業（安芸福祉保健所管内町村）の完了報告書について、添付された収支報告書の消費税及び地方消費税額が誤っているにもかかわらず、適正なものとして額を確定していたものである。

これは、地方自治法第232条第1項の普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁するという規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 農業振興部須崎農業振興センター

小屋ガ谷池地域ため池総合整備堤体工事に係る土地等の売買に関する契約書に土地の引渡期限を記載していないものがあつた。

契約書に履行期限を記載することが定められているにもかかわらず、記載内容の確認を怠つたため、土地の引渡期限を記載していない契約を締結していたものである。

これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第36条第1項第4号の契約担当者は、契約者を決定したときは、遅滞なく契約の履行期限及び履行場所を記載した契約書を作成するという規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(3) 公営企業局あき総合病院

令和2年7月に1日も出勤していない職員に対して、本来支給することができない同月分の通勤手当を支給していた。

職員の通勤手当については、通勤手当に関する規則(昭和33年高知県人事委員会規則第10号)第15条において、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができないとされているにもかかわらず、通勤状況の確認を怠つたため、給与システムの月例報告変更の入力がされず通勤手当が支給されていたものである。

これは、高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年高知県企業局管理規程第2号)第2条第1項において、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によると定められており、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができないという通勤手当に関する規則第15条の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(4) 教育委員会盲学校

会計年度任用職員への病気休暇の付与を誤り、本来減額すべき報酬を出勤として処理していたため、過払になっていた。

休暇を取得する際は、紙の休暇届に休暇の種類、期間、日数等を記載して申請し、所属長が承認している。休暇の残日数管理も手処理となっており、病気休暇を付与する際、病気休暇の残日数を数え誤つたため、有給の病気休暇を1時間多く付与していたものである。

これは、職員の給与の減額について定めた公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)第17条の職員が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額した給与を支給するという規定に反する不適切な事務処理である。

所属のチェック体制を強化すること、また、会計年度任用職員の休暇管理がしやすい方法の検討を行う等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 意見

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する知識不足や確認不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

別表1 (監査対象機関)

機関名		機関名	
知事部局	<b>危機管理部</b>	知事部局	<b>林業振興・環境部</b>
	消防学校		嶺北林業振興事務所
	<b>健康政策部</b>		中央西林業事務所
	安芸福祉保健所		須崎林業事務所
	中央西福祉保健所		<b>水産振興部</b>
	須崎福祉保健所		水産試験場
	幡多福祉保健所		<b>公営企業局</b>
	衛生環境研究所		あき総合病院
	食肉衛生検査所		<b>教育委員会</b>
	<b>子ども・福祉政策部</b>		教育センター
	精神保健福祉センター		中部教育事務所
	希望が丘学園		西部教育事務所
	幡多児童相談所		青少年センター
	女性相談支援センター		心の教育センター
	<b>文化生活スポーツ部</b>		春野高等学校
	消費生活センター		窪川高等学校
	<b>商工労働部</b>		宿毛工業高等学校
	紙産業技術センター		盲学校
	高知高等技術学校		高知ろう学校
	<b>農業振興部</b>		高知若草特別支援学校
	安芸農業振興センター		<b>警察本部</b>
	中央西農業振興センター		須崎警察署
	須崎農業振興センター		窪川警察署
	幡多農業振興センター		
	農業技術センター		
	農業技術センター果樹試験場		
	農業技術センター茶業試験場		
	畜産試験場		
	中央家畜保健衛生所		
	西部家畜保健衛生所		

別表2 (実施機関別の指摘事項及び注意事項)

( ) : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分								計	
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	検討		
知事部局	<b>危機管理部</b>									
	消防学校									
	<b>健康政策部</b>			2 (1)	1					3 (1)
	安芸福祉保健所			1 (1)						1 (1)
	中央西福祉保健所									
	須崎福祉保健所									
	幡多福祉保健所									
	衛生環境研究所			1	1					2
	食肉衛生検査所									
	<b>子ども・福祉政策部</b>			1	1					2
	精神保健福祉センター									
	希望が丘学園				1					1
	幡多児童相談所									
	女性相談支援センター			1						1
	<b>文化生活スポーツ部</b>									
	消費生活センター									
	<b>商工労働部</b>			1	3					4
	紙産業技術センター				1					1
	高知高等技術学校			1	2					3
	<b>農業振興部</b>			1	5 (1)		1			7 (1)
	安芸農業振興センター						1			1
	中央西農業振興センター									
	須崎農業振興センター				3 (1)					3 (1)
	幡多農業振興センター				1					1
	農業技術センター			1	1					2
	農業技術センター果樹試験場									
	農業技術センター茶業試験場									
	畜産試験場									
	中央家畜保健衛生所									
	西部家畜保健衛生所									
<b>林業振興・環境部</b>					2				2	
嶺北林業振興事務所										
中央西林業事務所					1				1	
須崎林業事務所					1				1	
<b>水産振興部</b>			1						1	
水産試験場			1						1	

（ ）：指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分								計
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	検討	
<b>公営企業局</b>		<b>3</b>	<b>3 (1)</b>	<b>4</b>					<b>10 (1)</b>
あき総合病院		3	3 (1)	4					10 (1)
<b>教育委員会</b>	<b>1</b>		<b>2 (1)</b>	<b>2</b>					<b>5 (1)</b>
教育センター				1					1
中部教育事務所									
西部教育事務所									
青少年センター									
心の教育センター	1								1
春野高等学校									
窪川高等学校									
宿毛工業高等学校									
盲学校			2 (1)						2 (1)
高知ろう学校				1					1
高知若草特別支援学校									
<b>警察本部</b>									
須崎警察署									
窪川警察署									
計	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>11 (3)</b>	<b>16 (1)</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>34 (4)</b>

別表3（事務区分別の指摘事項及び注意事項）

事務区分	指摘事項 件数	注意事項 件数	合計		主な内容
			件数	割合 (%)	
共通	0	1	1	2.9	・決裁漏れ
収入事務	0	3	3	8.8	・収入調定の遅延 ・納入通知書によらずに請求書を送付
支出事務	3	8	11	32.4	・委託料の過大支出 ・通勤手当の支給誤り ・報酬（会計年度任用職員）の支給誤り ・経費支出何の作成漏れ 等
契約事務	1	15	16	47.1	・契約書の不備（引渡期限及び暴力団排除措置の記載漏れ） ・見積書の徴取漏れ ・施行伺の作成漏れ ・契約書等で提出する旨を定めた書類の受領漏れ 等
補助金の交付に関する事務	0	2	2	5.9	・交付決定（変更）の不備 ・補助金の事務取扱要領で定めた書類の受領漏れ
財産・物品等管理事務	0	1	1	2.9	・郵便切手類等出納簿の記帳漏れ
土木・建築工事に関する事務	0	0	0	0	
計	4	30	34	100.0	

備考 各事務区分の割合は、小数点以下第2位を四捨五入している。

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年10月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
デスクトップパソコン一式 258組
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県土木部土木政策課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年9月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額  
月額 740,025円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和3年7月30日